

## あとがき

社会鍼灸学研究会（以下当会）は、例年8月か9月に研究会を開催している。昨年の今頃（2019年12月）、世話人会は、例年研究会が開催される時期がオリンピック・パラリンピックの開催と重なることを考慮し、開催日や開催場所をどうするか思案していた。皮肉なことに、今にして思えば、その頃には既に中国武漢ではCOVID-19の感染者が出ていたのである。そして、世界保健機関（WHO）は2020年3月11日に、COVID-19感染のパンデミックな流行を宣言した。日本では、停泊していたクルーズ船の乗客・スタッフに始まり、海外渡航者が感染するなど、瞬く間に市中に感染が広がった。

そして、オリンピック開催が延期になったことを始め、ほとんどのイベントや学術大会開催などが中止となった。当会の2020年の研究会開催も開催か否かに苦慮した。しかし、結果的には、ZOOM開催という形をとることで開催することができた。研究会の開催にあたっては、予定していたテーマを変更し、「COVID-19と鍼灸～COVID-19禍中の日本鍼灸とそれを取り巻く状況を考える～」とした。世話人会のメンバーは年齢を重ねてきており、アナログ人間が多いにも関わらず、驚いたことに、世話人会自体もZOOMで開催してきた。だがそんなことより何より、研究会後の懇親会が開催できなかったのが残念でならない。

本会世話人会は、全国の鍼灸師対象にアンケート調査を行い、コロナ禍でどのように日本の鍼灸界が対応したのかをまとめ、本年の研究会で発表した。そのためのデータの整理をされていて感じたのは、（アンケートの不備もあったと思うが）、回答の中に????というものも少なくなかったことである。また、自由記載欄には、愚痴や業団への意見等を記載しているものもあった。気持ちは理解できるが、そこにはそのような記載はすべきでないのであるが、どうしても書かずにはいられなかったであろう、苦しい個々の状況が垣間見られた気がした。

実は、鍼灸院は、休業要請措置の際には、医療機関と同じ扱いだっただけで、私の鍼灸院では休業せず施術にあたった。しかし、4月の患者数は、前月の2割に満たず、他の月も半減した。医療機関と同じ扱いだっただけで休業協力金は申請できない。苦しい懐事情だ。また、医療従事者への慰労金が支給されているのをご存知だろうか。COVID-19の感染者に対応している医療従事者に、20万円、10万円、5万円が支払われるという書類が行政から送られてきた。私は助産院も開業しており、開業助産師も対象になっているので書類がきたという訳である。そして、内容をよく見ると、柔道整復師等は除くとあった。この中には鍼灸師も含まれると考えられる。事実、行政からの慰労金についての書類は鍼灸院宛には届いていない。しかも先日、申請がまだの方は申請をしてくださいとの追加の書類も送られてきた。助産師も鍼灸師も開業権があるのは同じである。しかし、助産師は病産院での勤務をしているため、医療従事者に含まれている。鍼灸師も、多くの病院に鍼灸科ができて、そこで勤務する者が増えれば、医療従事者にカウントされるようになるのかと考えてしまう。行政の都合で、鍼灸師・鍼灸院に対して、ある時には医療に準じて扱ったり、また、補助金を付与する時には除外したりする。何か割り切れない現状である。

今年は、人と接することなく1人で過ごす時間が例年より多かった。そのような時間の中で、色々なことを考えた。皆さんはどのように過ごされたでしょうか。2021年は、自由に行きたい場所に行き、会いたい人と会って、食事をしながら、笑って会話ができるようになることを願うばかりである。

2020年師走 編集担当 まえだ